

小型データセンター等に係る調査検討・研究会運営業務 企画提案書類作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりとする。

様式等	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
様式1	企画応募書	A4縦	1部	
様式自由	企画提案書	A4縦	9部	※1、※2
様式自由	経費積算書	A4縦	9部	※1、※3
様式2	事業実施体制及び 同種事業実績	A4縦	9部	※1
様式自由	添付書類 (提出者の概要が分かる資料)	—	1部	※4
様式3	社会的価値の実現に資する取組 に関する申告書	—	1部	※5、※6

(注意事項)

- ※1 社名・ロゴマーク等、応募者が特定できるものを記載しないこと。
- ※2 A4用紙に横書き(要ページ番号)とすること。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
ページ数については、25ページ以内とし、必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等でとめること。
- ※3 業務の実施に係る見積額の内訳がわかるように項目ごとに記述すること。見積額には、消費税及び地方消費税の額も記載すること。
- ※4 既存の資料で可とする。
- ※5 応募要件ではない。
- ※6 紛失等により、該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面(再発行された登録証等又は証明書など)を提出すること。
(様式4参照)

2 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る。)、宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

3 提出期限

令和8年4月15日(水)午後5時(必着)

- ※ この期限までに、必要な書類全ての提出がないものは、受付することができないため注意すること。
- ※ 郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

4 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎3階西）
愛知県 政策企画局 企画調整部 企画課 企画第三グループ
電話 052-954-6473（ダイヤルイン）

5 企画提案のポイント

（1）「企画提案書（様式自由）」について

貴社の業務の進め方について、次の事項を踏まえて御提案ください。

項目	提案内容
1. 業務全体の 方針・進め方	<p>(1) 業務全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none">業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。 <p>(2) 業務実施の工程（プロセス）・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none">業務全体の工程（プロセス）・スケジュール（契約予定の令和8年4月下旬から令和9年3月19日の間）について記載すること。
2. 調査業務内容	<p>(1) 小型DC等の普及に向けた調査業務</p> <ul style="list-style-type: none">小型DC等に係る国内外の市場動向、小型DC等に関連する事業者の動向及び国のデータセンターに関連する施策の動向の把握について、調査の手法や対象を具体的に記載すること。小型DC等に係るニーズ及び普及に係る課題を把握するための手法について、具体的に記載すること。 <p>(2) 研究会運営業務</p> <ul style="list-style-type: none">研究会ごとの開催目的や論点、ゴールについて具体的に記載すること。研究会活動に付随するアンケートやエンドユーザーへのヒアリングについて、手法や内容、対象等を具体的に記載すること。また、研究会での議論を深める工夫についても具体的に記載すること。 <p>(3) ユースケース等の検討業務</p> <ul style="list-style-type: none">調査全体を通じて、ユースケースを導き出すためのプロセスや工夫を具体的に記載すること。本県の地域・産業等の特性を考慮した上で創出が見込まれるユースケースとその普及方法について、具体例を一つ記載すること。

3. その他	<ul style="list-style-type: none"> 貴社の知見やノウハウを活用し、その他本業務をより効果的に実施するための追加事項について、具体的に記載すること。
--------	---

(2) 「事業実施体制及び同種事業実績（様式2）」について

項目	記載内容
1. 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。
2. 同種事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去5年間（令和3年度～令和7年度）の実績について簡潔に記載すること。

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- (2) 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (4) 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。